

平成25年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰実施要領

1. 目的

地球温暖化の防止に関し顕著な功績のあった個人や団体に対し、その功績をたたえるため、表彰を行う。

2. 表彰者

環境大臣が表彰する。

3. 対象部門

表彰の対象とする功績は下記の5部門とする。

① 技術開発・製品化部門

省エネ技術、新エネ技術、省エネ製品、省エネ建築のデザイン等、温室効果ガスの排出を低減する優れた技術の開発によりその製品化を進めたこと（商品化されていないものを含む。）に関する功績。

② 対策技術先進導入部門

コージェネレーション、ヒートポンプ、新エネ製品、省エネ製品、省エネ型新交通システム、省エネ建物等、温室効果ガスの排出を低減する技術や製品の大量導入・先導的導入に関する功績。

③ 対策活動実践・普及部門

地球温暖化防止に資するライフスタイル実践・普及活動、地域における効果的な節電に関する実践・普及活動、植林活動等、地球温暖化を防止する活動の実践・普及等継続的な取組（過去の実績は短期間でも将来、持続的な発展が期待される活動を含む。）に関する功績。

④ 環境教育活動部門

地球温暖化について教育資料の開発、情報の提供、学校や市民、企業内における教育活動や普及・啓発等継続的な取組に関する功績。

⑤ 国際貢献部門

地球温暖化防止に資する技術移転・指導、教育普及活動、国際会議での貢献、海外での植林等、国際的な地球温暖化防止対策活動に関する功績。

4. 対象者

3. の各部門における顕著な功績のあった個人又は団体（自治体、企業、NGO、学校等。共同実施も含む。以下同じ。）及び上記の活動において連携や支援を行っている個人や団体を表彰対象とする。また、表彰対象者は、原則として日本に在住する者又は組織の拠点を日本国内に置く団体に限る。

ただし、応募申請内容と同一の活動あるいは功績により、過去に地球温暖化防止に関する環境大臣表彰を受けているものは表彰の対象としない。

5. 募集方法

各種広報媒体により公募するとともに、自薦及び他薦（地方自治体、団体等からの推薦）による。

6. 申請方法及び締切

応募の申請は所定の様式に必要な事項を記入し、平成 25 年 9 月 17 日(火)17:00（必着）までに以下の提出先に郵送すること。なお、様式 2 に関しては郵送だけでなく、同じ内容のファイルを必ず電子メールに添付して送付すること（書類及び電子ファイルともに必着）。*応募の申請方法に関して不明な点は、下記事務局に問い合わせること。

(提出先) 平成 25 年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰事務局
(一般社団法人地球温暖化防止全国ネット)

〒101-0054
東京都千代田区神田錦町 1-12-3 第一アマイビル 4F
TEL : 03-6273-7785 FAX : 03-5280-8100
E-mail : daijin-hyosyo@jccca.org

なお、申請様式は、環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/>) の「平成 25 年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰募集及びロゴマーク決定について（お知らせ）」の報道発表資料からダウンロードすること。(あるいは、地球温暖化防止全国ネットのウェブサイト <http://www.zenkoku-net.org/topics/awards.php> からダウンロード可能)

7. 選定方法

地球温暖化防止活動環境大臣表彰選考委員会による審査を経て環境大臣が決定する。

8. 表彰方法

表彰状及び記念品を授与するとともに、受賞標章の使用を認める。

9. 受賞者の公表及び表彰時期

受賞者の公表は平成 25 年 11 月下旬頃を予定する。
また、表彰式は平成 25 年 12 月上旬頃に予定する。

10. 結果の通知

受賞者には 11 月下旬頃の公表までに事務局から通知をする。また、非受賞者には通知はしないが、結果については受賞者に係る報道発表資料を環境省ウェブサイト (www.env.go.jp) より確認できる。なお、審査経過に係る問合せ、審査結果等に対する異議申立てについては受け付けない。

また、申請書類は、一切返却しない。

以上